

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫の目的外利用の許可	
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項	
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課	
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 3 号)第 10 条第 1 項</li> <li>・ 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成 9 年条例第 2 号)第 10 条第 1 項</li> </ul>	
	基 準	<p>次に該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の管理上支障があるとき。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名 ) 協議機関 日 (機関名 ) 処分機関 7 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			